（社）日本都市計画学会　都市計画報告集　No. 3　2005 年 2 月
Reports of the City Planning Institute of Japan, No. 3, Feb. 2005

戦時体制下の相模原都市建設区画整理事業の成立と展開

The Birth and Development of the Sagamihara New Town Land Readjutment Project on a War Footing

中島将弘*・秋本福雄**
Masahiro Nakajiima* and　Fukuo　Akimoto**

Abstract: The Sagamihara New Town Land Readjustment Project was one of the twenty three newly-established industrial towns during the 1930s that were built centered around military installations on a war footing throughout the nation, for local development and for preventing damage by air strikes. Prefecture Governments developed these new towns through public land readjustment projects based upon the article 13 of the Old Urban Plan Act. The Sagamihara project that covered an area of 1,594 hectare was the largest among these new towns. This paper is to analyze its characteristics, and to unveil its progress and accomplishments. This study is based upon the research at the Kanagawa Prefecture Archives that stores the materials of the Urban Planning Kanagawa Local Commission.

Keywords：旧都市計画法第 13 条　新興工業都市　相模原　土地区画整理
The Article 13 of the Old Urban Plan Act, Newly-established industrial towns, Sagamihara, Land readjustment,

１．はじめに

1931 年の満州事変を契機に日本は戦時体制下に入り、防空が都市計画の目的の一つとなった。これに伴い、1930 年代後半に工業の地方分散が起こり、軍需工場及び軍施設が地方に多数建設された。これら軍施設を中心として、防空的配慮と地方発展のため、新興工業都市が全国に 23 箇所建設された。越澤明（1987）[3] は、この新興工業都市を、近代日本における新都市建設の最初の事例と位置づけている。

相模原都市建設区画整理事業の施行面積は 1594ha と、全国の新興工業都市の中では最大である。越澤明（1984）[1] は、相模原都市建設区画整理事業の概要を紹介し、広(兵庫県)と並んで、旧都市計画法第 13 条の公共団体による土地区画整理事業のモデルと位置付けている。浜田弘明（2003）[2] は、①施行区域の面積変化等の概要、②街路計画を中心とした事業の実態と景観の変化、③防空・防火対策を明らかにしている。しかし、事業計画の作成プロセス及び施行状況の図面等を用いた詳細な経緯は明らかとなっていない。

本研究は、神奈川県立公文書館所蔵の都市計画神奈川地方委員会の資料に基づき、相模原都市建設区画整理事業の変遷を年代毎に追い、①事業計画案の特徴、②事業の進捗と成果を明らかすることを目的とする。

２．相模原地方への軍の進出と相模原都市建設区画整理事業の背景

相模原地方は、東は境川により東京府に接し、西は相模川に沿い、相模川へ向け緩傾斜となっている（図 1 参照）。1930 年代、鉄道は、省線横浜線（1908 年開通）、小田急線（江ノ島 1929 年、小田原 1927 年開通）、相模鉄道（1931 年開通）の 5 路線が通り、道路は、行幸道路（原町田~座間間幅員 11m）、

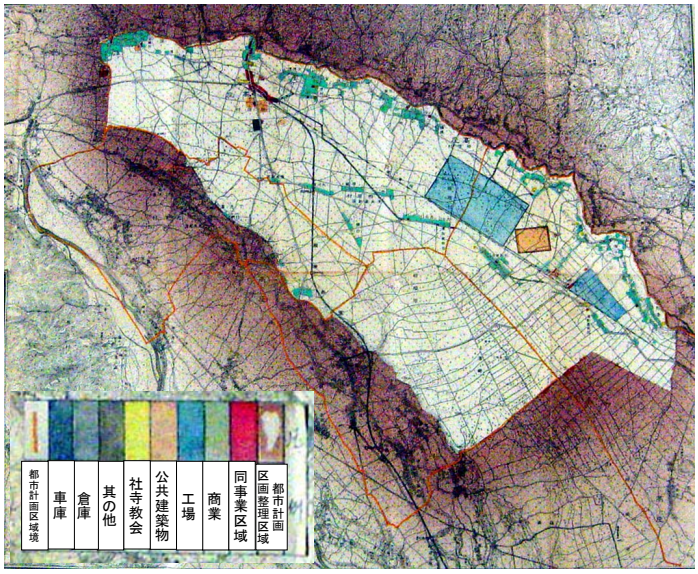

図 1 土地区画整理区域建物用途別現況図（1939 年）
注）　参考文献 [11] 所収　凡例は筆者加筆

*学生会員　東海大学大学院工学研究科土木工学専攻（Tokai University）
**正会員　東海大学工学部土木工学科（Tokai University）

厚木調布線、横浜中野線等、幅員約 4~6m の府県道が通っていた[4)]。人口密度は、1 平方キロ当り 250～500 人と低い。座間町、上溝町、相原村に部落商業中心地があり、田名村には観光的娯楽的中心地がある。全戸数の約 7~8 割は、農家であるが、地形が農業に適していないため、そのほとんどが農業は副業で、養蚕を業としている[4)]。

1937 年 9 月、陸軍士官学校が東京・市ヶ谷から神奈川県高座郡北部に移転した。以降、9 つの陸軍施設(臨時東京第三陸軍病院、相模陸軍造兵廠、陸軍兵器学校、電信第一連隊、陸軍通信学校、相模原陸軍病院、陸軍機構整備学校)が、小田急線、横浜線沿線に建設された。

軍施設の移転に伴い、地域の急激な発展に対応するため、県は、1937 年 10 月、座間町に都市計画法及び市街地建築物法を適用し、以降 1939 年 12 月にかけて、関係町村に順次適用した。同時に、広等、他の地方の土地区画整理事業の事例を参考に、開発調査を開始することとした。1938 年 11 月 22 日、神奈川県通常県会で、同地方の発展予想に伴う相模原開発調査費 5000 円が計上され、1939 年 1 月から、相模原土地区画整理の測量調査を開始した。更に、1939 年 5 月 16 日の繰下げ参事会で、測量調査に関する追加予算 1 万 6000 円を提案している[6)]。（表 1 参照）。

３．相模原都市建設区画整理事業の事業計画案作成

1939 年 5 月 12 日、東京日日新聞社の主催で、軍部、県、地元の代表が参加した軍都建設座談会が開催された[5)]。その場で、当時の神奈川県都市計画課長であった野坂相如は、軍の意向及び環境上の違いから、県は、改めて相模原地方を 2 つに分けて計画すると発表した。陸軍士官学校を中心とする地方は、陸軍の学都となるため、乱雑な市街地にはならないと予想し、環境に配慮し現状を破壊しないことにした。相模兵器製造所を中心とした地方は、40 萬坪という相模兵器製造所の規模、それに従業する職工数を考慮し、近い将来に 10 万人程度の軍需工業都市が自然に形成されると予想した。県は、無秩序な市街化を避けるため、早急かつ計画的に新都市を建設する事とし、既に都市計画決定している広等の事例を参考に、相模原都市建設区画整理事業の計画を立てると発表した。

座談会では、（町村合併、原町田包括問題、新市の名称（相模原市）、小田急と横浜の連絡問題、住宅対策についても話し合いが行われた[5)]。

1939 年 6 月 26 日、県及び県会議員、関係町村代表、軍関係者等が参加して、神奈川県相模ヶ原開発計画協議会が開かれた。横山喬土木部長及び野坂相如都市計画課長が兵庫県広の計画を斟酌して作成した事業計画案を発表した[5)]（図 2 参照）。

相模原都市建設区画整理事業の施行区域について、県は、当時の人家の集中状況、交通路線や既存の町村道などを考慮し、将来的に区画整理が必要な区域を 862 万坪とした（図 2 外側茶線枠）。しかし、戦時体制下にあって、広い面積に一時に区画整理を施行することは時間的に不得策であるため、県は、事業の確実性を尊重し、且つ予想人口 10 万人の許容も考慮した結果、第 1 次的に区画整理を施行する区域を 505 万坪とし、県が施行者となることとした（図 2 内側緑枠参照）。残りの部分については、任意組合で土地区画整理事業を行うこととした。

用途の配置について、商業地域は、駅、既存の集落、工場の位置を考慮し、橋本駅、淵野辺駅、相模兵器製造所の裏口付近、中心地区に配置した。工業地域は、相模兵器製造所と

表 1 相模原区画整理事業年表(1936 年～1940 年)

	軍施設建設及び移転	都計法適用	相模原都市建設区画整理事業
1936年	6.　陸軍士官学校及び錬兵場用地の買収交渉開始		
1937年	8.　相模兵器製造所買収交渉開始	10.2　座間町	
	9.　陸軍士官学校移転、陸軍錬兵場建設		
1938年	3.　臨時東京第三陸軍病院建設	11.2　上溝町	10.22　相模兵器製造所関係者に将来計画の希望聴取
	8.　相模兵器製造所建設		11.22　通常県会で相模原開発調査費計上
	10.　陸軍兵器学校建設		12.1　決算認定会が開かれる
1939年	1.　電信第一連隊建設	1.31　大野村、相原村	1月　相模原都市建設区画整理事業の測量開始
			2.21　陸軍造兵廠関係者に県作成の相模原都市計画案を説明
	5.　陸軍通信学校建設	2.24　新磯村	5.12　東京日々新聞主催の軍都建設座談会開催
		3.24　大沢村、田名村	6.26　神奈川県主催相模ヶ原開発計画協議会開催
			9.8　臨時県会　相模原都市建設区画及び県営住宅事業案提出
		12.13　麻溝村	11.　相模原都市計画事業相模原土地区画整理の都市計画決定
1940年			2.26　都市計画法第13条により相模原土地区画整理を都市計画事業として神奈川県に施行命令
			12.12　設計書、施行規程の認可（面積5,358,786坪）

注）神奈川県公文書館所蔵の資料[5),6),12)]等より筆者作成

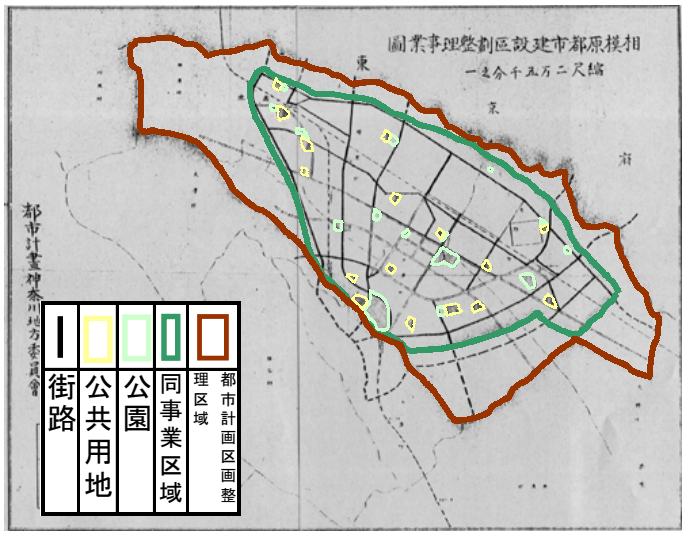

図 2 相模原都市建設区画整理事業計画案図(1939 年)
注）　参考文献[12)]所収　凡例及び区域線等は筆者加筆

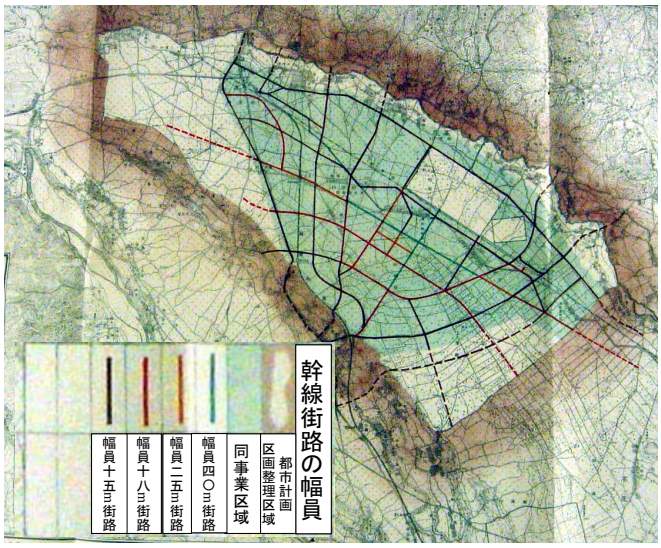

図 3 相模原都市建設区画整理事業街路計画図（1939 年）
注）　参考文献 [11] 所収　凡例は筆者加筆

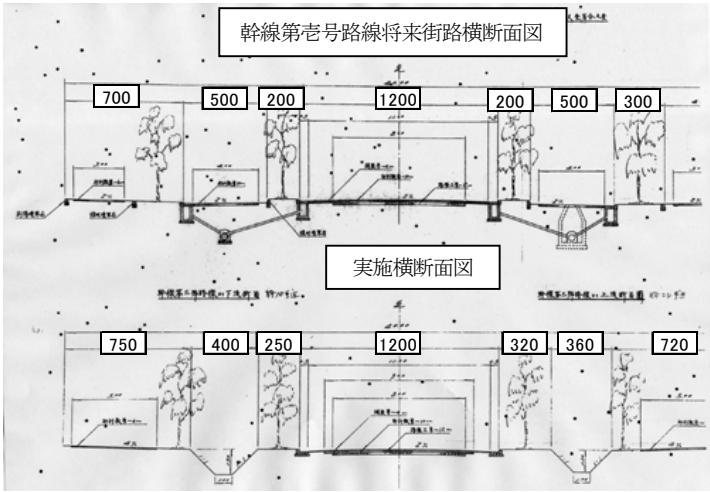

図 4 相模原都市建設区画整理事業 40m 街路断面図（1940 年）
注）　参考文献 [10] 所収　断面図名称及び幅員は筆者加筆

の関連、鉄道の利便性を考慮し、省線横浜線の北側、及び相模鉄道の東側に配置した。残りの地域には、住居地域が配置され、公園や学校が配置された。但し北の方は地勢が高く、高臺から工廠がよく見える所は、軍の意向より住居は建設しないこととした。

街路網は、相模兵器製造所と上溝町中心地を結ぶ南北道路を縦の幹線、府県道横浜中野線に平行の東西道路を、送電線及び電柱等の位置を考慮し横の幹線とし、既存の府県道等を考慮して幹線道路は約 500m 間隔で配置した [5]。街路の最高幅員は 25m。但し縦の幹線、横の幹線の交点付近を幅員 35m とした。しかし、1939 年 7 月 4 日、内務省計画局での、本案審議の結果、防空上の理由から、緊急時の飛行機の発着、相模兵器製造所従業員の避難路確保のため、更に幅員 40m に拡幅された（図 3 参照）。

公園は、施行区域内に大小の公園を均等に配置することにした。区画整理設計標準に基づいて全面積の 3%とし、樹のある所を用地として保留し、配置並びに価値が、全区域に均等に配分するようにした [5]。

下水は、巨額な費用がかかり、その利用も当初は極めて低いので、都市的発展の情勢をみて事業化することにした。上水道及び住宅建設は、土地区画整理事業とは別途に供給する計画とした。

1939 年 9 月 8 日、臨時県会で、相模原都市建設区画整理事業の予算案が提出された。飯沼一省知事の認可を得て、同年 11 月 13 日、相模原都市建設区画整理事業は都市計画決定された（表 1 参照）。

4．設計書の認可（1940 年 12 月）

1940 年 12 月、相模原都市建設土地区画整理事業の設計書が認可された。内容は以下の通りである。

街路網は幅員 15m～40m の幹線街路を 29 路線配置した。省線横浜線と平行に走る東西の幹線を第 1 号、相模陸軍造兵廠と上溝町の集落地を結ぶ南北の幹線を第 2 号とし、主要幹線とした。幅員 40m の部分には幅員 14mの、幅員 25m の部分には幅員 5m のそれぞれ緑地帯を設けた（図 4 参照）。補助線街路は、幅員 6m～11m で配置した [7]。

公園は 3%以上を保留し、普通公園 1 箇所、運動公園 1 箇所、近隣公園 4 箇所、児童公園 37 箇所の計 161,730 坪とした。

排水計画は、側溝の外、主要幹線街路に暗渠を敷設し、これを地区外工事として施行する排水路に放流するとした。省線横浜線を境に、北側の第一排水区は鳩川に、南側の第二排水区は境川に流出こととした。ただし、総括的下水計画は後の事業に委ねられた [7]。

5．事業完了までの進捗と成果（1940 年～1950 年）

街路網は、1945 年度までに、26 号線の一部 120m を残して、幹線街路は全ての工事が完了した。補助線街路は、全長の 9 割 8 分が完了した。但し、軍関係施設で砂利の需要が増大したため、路面工は行われなかった。

公園は 1946 年度までに、中央公園 1 箇所、児童公園 1 箇所の整地を完了した。上記の 2 箇所は、植樹されたが、終戦直後、盗難にあった。

下水は 1943 年 6 月に、相模原駅前から工事に着手した。しかし、費用が膨大にかかるため、451m を施行して中止と

なった[8]。

1945 年、事業途中で終戦となった。1946 年 11 月に自作農創設特別措置法が交付された。この第二次農地改革により、相模原都市建設区画整理事業の唯一の財源である替費地の売却が中止された。

事態の収拾策を巡って、事業施行者の県土木部と県農地部の対立が続き、土地区画整理事業は遅延した。1948 年 11 月、農林省、建設省、県農地部及び土木部の打ち合わせが開かれた。その結果、換地処分前の替費地は、現状が農地であっても、農地買収計画には含めないことが確認された。更に、「一定区域を未売却替費地として確保し、県は更地として自由処分する。これ以外の自由処分地は認めない」という原則が、農地部と土木部間に協定された[8]。これにより、事業財源は確保され、1950 年 2 月、設計変更が認可された。設計変更の内容は以下の通りである。

第一に、街路計画は、幹線街路第 5 号路線が廃止されたのみで、補助線街路は当初計画のままであった。第二に、公園計画は縮小され、戦時中に整地された中央公園は、警察署等の公共用地に転換された（図 5 参照）。

1950 年 4 月、相模原都市建設区画整理事業は完了した。しかし、残事業について、旧軍関係市の要望により、事業費について二分の一の国庫補助が認められた。このため、1950 年 12 月 1 日、別事業として相模原町が施行し、県が補助するという計画が認可され、町村道（補助線街路、駅前広場で路線数 742 路線、延長 356,421m、面積 824,500 坪に及ぶ）、施行された[9]。

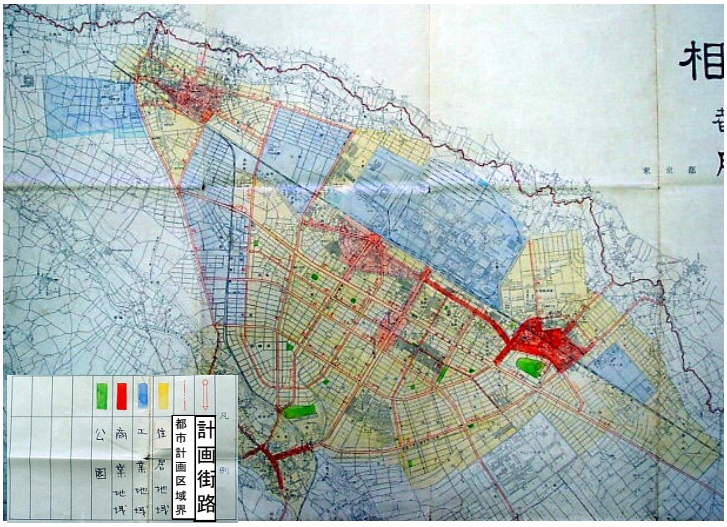

図 5　相模原都市建設区画整理事業用途配置図（1957 年）
注）　参考文献[13] 所収　凡例の一部筆者加筆

6．おわりに

以上より、以下の事項が明らかとなった。

(1) 相模原都市建設区画整理事業は、戦時体制下の軍需工場と一体となった新都市建設事業の一つとして、旧都市計画法第 13 条の公共団体施行の土地区画整理で施行された。

(2) 事業計画は、既存の地形、集落、鉄道路線や町村道に配慮し、内務省の土地区画整理設計基準に基づいて、街路、公園が配置された。防空上の理由から広幅員の並木道が配置された。下水道計画は、後から付加された。関連して県営住宅が計画された。

(3) 街路は、幹線街路、補助線街路共に戦時中に整備された。県営住宅も建設された。しかし、公園・下水は、部分的な整備で完了した。10 万人の新都市を目標とした相模原都市建設区画整理事業の主な成果は、基盤整備、それも広幅員街路を含む街路網の整備にある。

参考文献

1)越澤明　1984　「相模原都市計画事業相模原土地区画整理の経緯」昭和 59 年度日本建築学会関東支部研究報告集、pp453-456

2)浜田弘明　2003「研究ノート　計画された軍事都市「軍都相模原」の街路計画を中心に」『軍事史学』第 39 巻第 2 号

3)越澤明　1987「戦時期の住宅政策と都市計画」『年報・近代日本研究９』　山川出版社

4)相模原市　1971　「相模原市史」、pp547

5)神奈川県土木部都市計画課「相模原都市建設事業参考資料」神奈川県立公文書館所蔵原資料

6)神奈川県知事官房庶務課　「昭和 14 年　参事会議案原稿」神奈川県立公文書館所蔵原資料

7)神奈川県　1959「神奈川県議会史　第 6 巻」神奈川県公文書館所蔵 pp576-594

8)広瀬可一　1950「相模原都市建設区画整理事業経過報告」神奈川県都市政策史料集、pp68-80

9)神奈川県土木部計画課「昭和 25 年度　相模原都市計画町村道引渡書」神奈川県立公文書館所蔵原資料

10)神奈川県戦前期・企画部計画課　「昭和 18 年　相模原都市計画土地区画整理事業　区域図」神奈川県立公文書館所蔵原資料

11)神奈川県土木部計画課　「昭和 22 年度相模原都市計画土地区画整理綴」神奈川県立公文書館原資料

12) 神奈川県戦前期・総務部財政課「昭和 15 年　昭和 15 年度各省稟請書類」神奈川県立公文書館原資料

13)神奈川県土木部計画課　「昭和 32 年度　第 58 回都市計画審議会綴（その一部　相模原　用途地域）」神奈川県立公文書館原資料